

参考配布

平成 26 年 3 月 28 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325, 5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する

労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、愛知労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、愛知労働局が配布した資料です。

愛知労働局発表
平成26年3月28日



| | |
|--------|-------------------|
| 担 当 | 需給調整事業部 需給調整事業第二課 |
| | 課長 牧 秀利 |
| | 主任需給調整指導官 山本 茂 |
| | 副主任需給調整指導官 土方 健 |
| | 電話 052-219-5587 |
| | FAX 052-219-5589 |

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、下記のとおり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称 株式会社ビオンスタッフ
代表者の職氏名 代表取締役 木村 秋次郎
所在地 愛知県西尾市花ノ木町3-2
許可に関する事項 許可番号 般23-301048
許可年月日 平成20年7月1日

第2 処分内容

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令の内容は第4及び第5のとおり）

第3 処分理由

株式会社ビオンスタッフは、労働者派遣法第24条の2に違反し、労働者派遣法第5条第1項の許可を受け又は同法第16条第1項の届出書を提出した事業主以

外の事業主 A から平成 23 年 2 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間、少なくとも延べ 35, 142 人日の労働者派遣の役務の提供を受け、この派遣労働者を労働者派遣と称して、職業安定法第 44 条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成 26 年 4 月 5 日から同年 7 月 4 日までの 3 カ月間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 株式会社ビオンスタッフは、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成 26 年 2 月 28 日から同年 3 月 28 日までの間に実施されたもの又は同年 3 月 28 日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

(1) 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負事業

(2) 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、委託する請負事業

なお、総点検に当たっては、特に次の事項について重点的に点検すること。

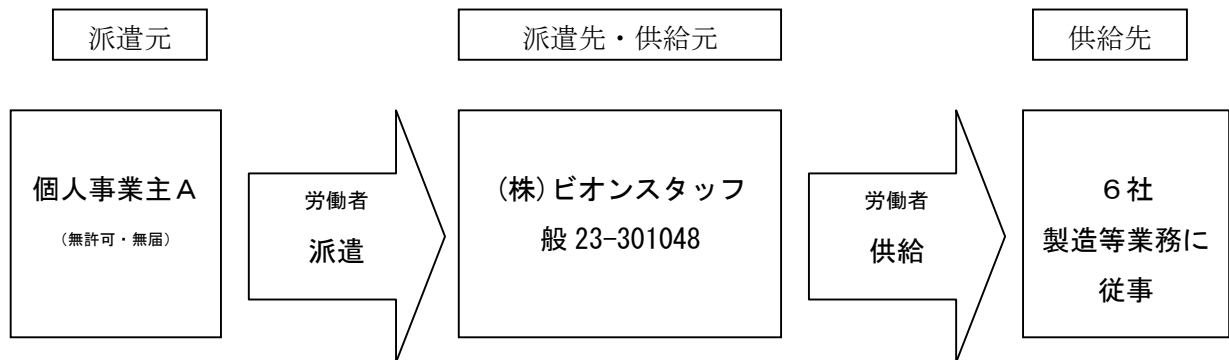
① 職業安定法第 44 条

② 労働者派遣法第 24 条の 2

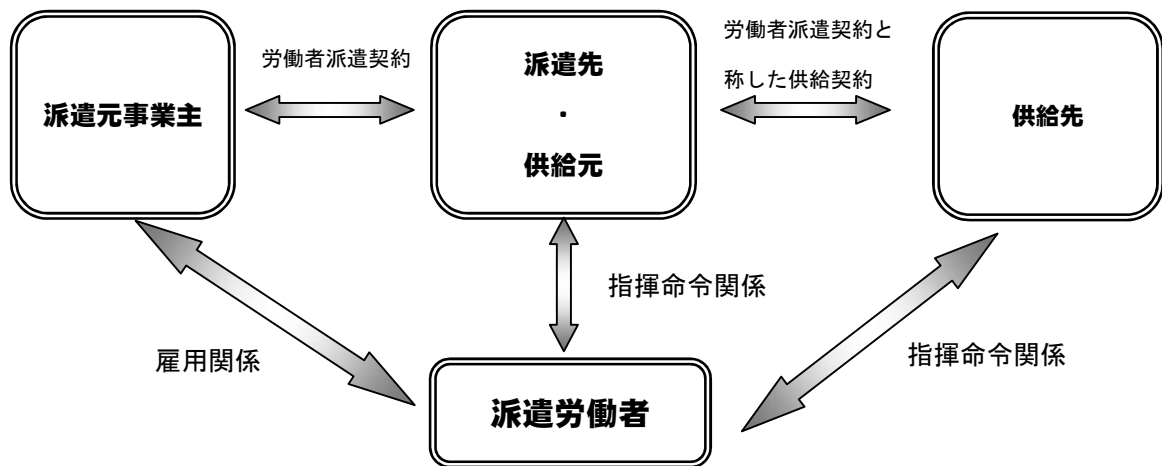
2 処分理由となった労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

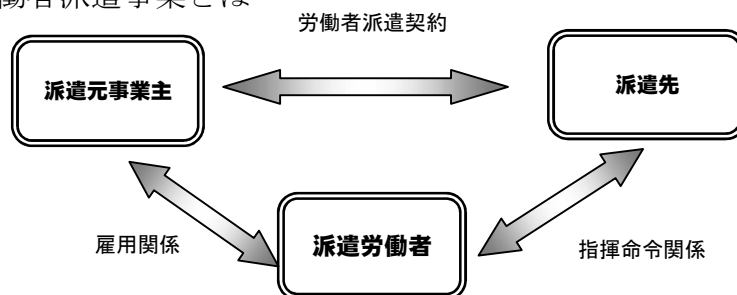
※違反概要



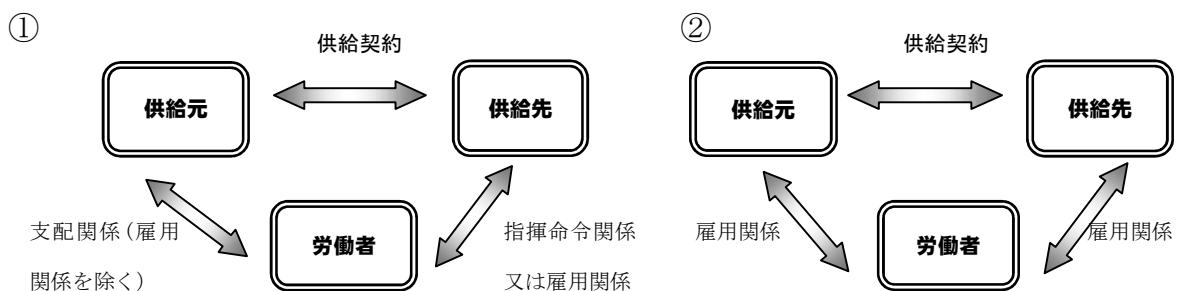
●二重派遣とは



●労働者派遣事業とは



●労働者供給事業とは



参 考

○労働者派遣法（抄）

第 1 4 条（許可の取消等）

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

第 1 号 （略）

第 2 号 この法律（第 2 3 条第 3 項、第 2 3 条の 2 及び次章第 4 節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第 3 号 第 9 条第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第 4 号 （略）

第 1 4 条第 2 項

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第 2 号又は第 3 号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第 2 4 条の 2（派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入の禁止）

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第 4 9 条（改善命令等）

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 2 3 条第 3 項及び第 2 3 条の 2 の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 5 6 条第 1 項（権限の委任）

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣法施行規則

第55条（権限の委任）

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

○職業安定法（抄）

第44条（労働者供給事業の禁止）

何人も次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。